

「正会員の業務運営等に関する規則」等の一部改正に係る意見募集の結果について

令和5年12月21日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人2社・3件

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
正会員の業務運営等に関する規則			
1	第9条	<p>実務上のコントロールにおいては、販売会社からの設定解約の概算数値がより重要であることから、大口申込者に関しては「できる」規定とし、延伸によって懸念される販売会社からの概算数値の連絡を遅滞なく受け取れることを強化していただきたい。</p> <p>(修正案)</p> <p>第9条 投資信託委託会社会員は、販売会社との間で、追加型株式投資信託について投資信託毎に大口申込者の一回当たりの解約受付限度額及び事前連絡を要する一定金額を決定できるものとする。この場合、当該金額は当該投資信託の規模及び商品性格等を十分考慮し、当該投資信託の運用上支障の生じない金額とする。</p> <p>2 投資信託委託会社会員は、販売会社に対し、前項に規定する一定金額以上の解約については、<u>約定日当日の午後12時30分までに投資信託委託</u></p>	<p>概算連絡につきましては、現状、販売会社を会員とされておられる複数の団体の方々とも意見交換を実施しているところであり、規則で強化するのではなく、現状の状況の中でも、出来る限り、協力体制を維持していく方向で話し合いをしているところですので、規則上の手当てまでは実施せず、引続きの話し合いの中で、解決したいと考えますことから、原案のままとさせていただきます。</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>会社会員に対して連絡するよう求めることができるものとする。</p> <p>ただし、投資信託の解約に係る基準価額適用日が翌営業日以降の投資信託又は投資信託約款などの規定により別の運営を可能としている投資信託については、当該投資信託の運用上支障の生じない時限(実務上支障のない時限など)とすることができるものとする。</p>	
2	第8条	<p>上記項番1に関連し、概算連絡について、以下追加案です。</p> <p>(修正案)</p> <p>(3) 販売会社に対し、上記(1)の顧客の買付及び解約(買取りを含む。以下同じ。)の概算連絡についてあらかじめ取り決め、当該連絡を遅滞なく厳守するよう求めること</p>	
投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則に関する細則			
3	第2条	<p>規則改正案「当該連絡時間までに連絡することが困難な事象が発生した場合には、電話、メール等の通信手段等により基準価額の連絡が遅れる旨をあらかじめ本会に報告する。」における「あらかじめ」に時限はあるのでしょうか。電話も選択肢にありますが、期限直前の電話連絡が繋がらない可能性がある場合、電話は除いた方が良く考えます。また、午後8時までに連絡することが困難な場合には実質的に基準価額の連絡が遅れることになる</p>	<p>「あらかじめ」に対する明確な時限は設けておりませんが、基準価額の連絡が遅れることが想定される場合には、出来るだけ速やかにその旨を「あらかじめ」本会にご報告いただければと考えます。また、原則当日中の連絡が基本と考えますが、何らかの事由により、当日中のご連絡が困難な場合の対応などの取扱いにつきましては、その状況に応じて、内容を確認させていただきましますので、本会事務局宛にご相談していただければと考えます。</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>ため、翌日の事後報告（電話、メール等）も選択肢として検討いただけますと幸いです。</p>	<p>なお、通信手段等につきましては、電話及びメールのみに限定したものではありませんが、一般に確実に使用可能な通信手段以外の対応の是非につきましては、当該対応の是非も含めて、本会事務局宛にご相談していただければと考えます。</p>

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。